

福島県県北流域下水道建設事務所建設工事安全推進協議会規約

(名 称)

第1条 本会は、福島県県北流域下水道建設事務所建設工事安全推進協議会（以下「本会」という）と称し、事務局を福島県県北流域下水道建設事務所建設課に置く。

(目 的)

第2条 本会は、福島県県北流域下水道建設事務所（以下「県」という）が実施する建設工事に伴う事故発生を未然に防止するとともに、就労者の安全、衛生及び作業環境の向上を図るための自主的活動を促進することにより、建設工事の円滑な進捗に資することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 事故防止に対する指導、助言及び勧告の実施
- (2) 事故防止対策に関する啓蒙活動
- (3) 事故防止対策の実施状況の検討及び情報交換
- (4) その他必要な事項

(事業年度)

第4条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(構 成)

第5条 本会は、次に掲げる会員により構成する。

- (1) 県の所長、業務担当次長及び建設課職員
 - (2) 県が発注する建設工事を受注した受注者
 - (3) 会長が本会の目的を達成するために特に必要と認めたる者
2. 受注者は、県が発注する建設工事に関する安全管理者を選任し、本会に出席させるものとする。
3. 受注者が会員の資格を有する期間は、県と工事請負契約を締結したときから工事完了までの間とする。

(役 員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 1 名

(役員 の 職 務)

第7条 役員 の 職 務 は、次 の と お り と す る。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときはその職務を代行する。

（ 役員 の 任 命 ）

第 8 条 役員 の 任 命 は、次 の と お り と す る。

- (1) 会 長 は、県 の 所 長 を も っ て 充 て る。
- (2) 副 会 長 は、県 の 業 務 担 当 次 長 を も っ て 充 て る。

（ 役員 の 任 期 ）

第 9 条 役員 の 任 期 は、毎 年 4 月 1 日 か ら 翌 年 3 月 3 1 日 ま で と す る。

（ ア ド バ イ ザ ー ）

第 10 条 本 会 に ア ド バ イ ザ ー を 置 く こ と が で き る。

1. アドバイザーは、次に掲げる者とし、会長が委嘱する。
 - (1) R S T 福 島 会 長
 - (2) そ の 他 会 長 が 適 当 と 認 め る 者
2. アドバイザーは、会長の要請により事業に出席し、意見を述べるができる。

（ 会 議 ）

第 11 条 会 議 は、第 5 条 第 1 項 (1) の 会 員 に よ り、年 度 当 初 及 び 会 長 が 必 要 と 認 め た 場 合 に 開 催 し、次 の 事 項 を 決 定 す る。

- (1) 会 務 の 報 告
- (2) 規 約 の 変 更
- (3) 事 業 計 画
- (4) そ の 他 本 会 に 関 す る 重 要 な 事 項

（ そ の 他 ）

第 12 条 この 規 約 に 定 め る ほ か、本 会 の 運 営 に 関 し て 必 要 な 事 業 は、会 長 が 別 に 定 め る。

付 則

1. この 規 約 は、平 成 2 0 年 7 月 2 3 日 か ら 施 行 す る。

付 則

1. この 規 約 は、平 成 3 0 年 3 月 8 日 か ら 施 行 す る。

(福島県県北流域下水道建設事務所建設工事安全推進協議会規約第5条第2項関係様式)

福島県県北流域下水道建設事務所長 様
(監督員)

住所
請負人 会社名 印
氏名

建設工事安全推進協議会会員報告書

福島県県北流域下水道建設事務所建設工事安全推進協議会規約第5条第2項に基づき、
契約工事に関する安全管理者を下記のとおり選任しましたので報告します。

記

- 1 安全管理者氏名
- 2 役 職 名
- 3 契 約 工 事

工事番号	工事名	工事箇所	契約工期	請負額	監督員氏名

- 注) ・表には県北流域下水道建設事務所と契約した全ての工事を記入するものとし、
新たな契約が生じた場合は追加記入し、新たな工事監督員に提出する。
・上記1の安全管理者は、表に記載した全工事について、規約に基づく事業に
出席し、契約工事が安全かつ円滑に進捗するよう努める。